

第五回定例会常任委員会の審査報告

企業立地促進条例を可決

副市長定数条例など審査

平成十八年第五回土岐市議会定例会が、十一月三十日から十二月二十二日までの二十三日間の会期で開かれました。

今定例会では、補正予算関係四件、土岐市職員定数条例の一部を改正する条例など条例関係八件、その他の案件七件の議案について慎重な審議の結果、原案のとおり可決しました。

第四回定例会において継続審査となりました土岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例及び土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の二件については、今議会も継続審査となりました。



企業立地予定地（ブラズマ・リサーチパーク内）

また、今議会に提案された平成十七年度土岐市一般会計

決算の認定及び八特別会計決算の認定については、議会内に決算特別委員会を設置して閉会中に審査することになりました。

文教厚生常任委員会

岐阜県後期高齢者医療 広域連合の設置など審査

文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十八年度土岐市一般会計補正予算(第三号)中、歳出の部所管部分については、総額二百九十五万五千円の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、就労継続支援金の根拠について質疑があり、二十日前後の通所で自己負担金が一六六〇円程度であり、その二分の一の三百円に

通所日数等乗じた金額である旨の答弁がありました。

「平成十八年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)について」は、前年度繰越金の額の確定により、五千百三万一千円を国民健康保険基金積立金に積み立てるもので、執行部から説明

がありました。

「平成十八年度土岐市介護保険特別会計補正予算(第三号)について」は、前年度繰越金の額の確定により、百二十万円を介護給付費準備基金積立金に積み立てるもので、執行部から説明がありました。

「土岐市憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

は、妻木憩いの家を廃止するもので、廃止後の利用計画について質疑があり、やまびこ作業所として使用する旨の答弁がありました。

「土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合規約の変更について」は、地方自治法の一部改正に伴うもので、執行部から説明がありました。

「岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について」は、高齢化の進行による医療費の伸びの抑制など世代間の負担



文教厚生常任委員

の不公平感の解消のため、都道府県単位の広域連合での後期高齢者医療制度が創設されたもので、執行部の説明のあと、後期高齢者の医療保険について質疑があり、七十五歳以上の社会保険及び国民健康保険加入者は、後期高齢者保険に移行する旨の答弁がありました。

「土岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例について」は、第四回定例会で継続審査となっている議案であり、こ

れまで市の施策として保育料の維持があったが、これは施策の変更があったかとの質疑があり、保育料の値上げは集中改革プランによるもので、その背景には財政事情がある。また保育料は絶対上げないということではなく、現在でもできる限り安くという考えに変わりはなく、施策が変わったとは理解していない旨の答弁がありました。質疑終了後、一度に千五百円を上げることには反対するとの討論があり、採決の結果、賛成多数で継続審査となりました。

「審査結果」 平成十八年度土岐市一般会計補正予算（第三号）中歳出の部所管部分〈全会一致・原案可決〉
平成十八年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）〈全会一致・原案可決〉
土岐市介護保険特別会計補正予算（第三号）〈全会一致・原案可決〉 土岐市憩いの家設置及び管理に関する条例の一部改正〈全会一致・原案可決〉 土岐市及び瑞

浪市休日急病診療所組合規約の変更〈全会一致・原案可決〉 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置〈全会一致・原案可決〉 土岐市立幼稚園条例の一部改正〈賛成多数・継続審査〉

建設経済常任委員会

土岐市企業立地促進条例など審査

建設経済常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十八年度土岐市一般会計補正予算（第三号）中、歳出の部所管部分について」は、岐阜県の道路建設事業について、事業費が増額変更されることに伴う負担金の増額はあのかとの質疑があり、事業量や事業箇所の追加により負担金が増額したもので、これらの変更は通例である旨の答弁がありました。

「土岐市下水道事業特別会計補正予算（第二号）について」は、執行部から通行人が市の管理する排水路に転落し

負傷した事故に伴う賠償金である旨の説明がありました。

「土岐市企業立地促進条例について」は、目的税である都市計画税を奨励している市は県下で三市しか実施していないが直接的な動機は何かとの質疑があり、三市のうち二市が東濃沿線であり、近隣市に負けない条例とすることで企業立地を促進させようとするものであるとの答弁があり、続いて、基幹産業である美濃焼産業界はどのように受け止めているかとの質疑があり、産業界との事前協議はしていないが、本市は陶磁器産業の振興を基本として他産業との均衡を図ることを考えている旨の答弁がありました。次に、契約交渉された山本製作所はこの条例が適用されるかとの質疑があり、山本製作所は操業開始が次年度以降となり対象となる旨の答弁があ

り、続いて、企業誘致に際して融資制度はあるのかとの質疑があり、今のところ考えていない旨の答弁があり、続いて、思い切った施策が必要ではないかとの質疑があり、財源が確保できない施策は今のところ考えていない、産業観光の街づくりを課題に、地場産業、商業、観光共に拡大していきたい旨の答弁がありました。質疑終了後、基幹産業である陶磁器産業との整合性が明確でなく、目的税である



建設経済常任委員

都市計画税を奨励措置する必要があるとの反対討論、本市の将来のため重要な条例であるとの賛成討論がありました。

「土岐川防災ダム一部事務組合規約の変更について」は、法律改正に伴うもので、執行部から説明がありました。

「損害賠償の額を定め、和解することについて」は、通行人が市の管理する排水路に転落し負傷した事故についての賠償であるとの説明があり、今後の対応策について質疑があり、事故発生後は原因の究明と対策の徹底、巡回パトロールを実施し、事故防止に努めている旨の答弁がありました。

「土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は、第四回定例会で継続審査となっている案件であり、各委員から市民への周知が徹底されていないし理解されていない、ゴミ袋の料金と処理手数料の整合性がとれていない。また、三つのR（リデュース・リユ

「ス・リサイクル」を行政側から徹底すべきである、結論を出すには早いとの意見があり、賛成多数で継続審査となりました。

「審査結果」平成十八年度土岐市一般会計補正予算（第三号）中歳出の部所管部分

「全会一致・原案可決」平成十八年度土岐市下水道事業特別会計補正予算（第二号）

「全会一致・原案可決」土岐市企業立地促進条例へ賛成多数・原案可決

川防災ダム一部事務組合規約の変更へ全会一致・原案可決」損害賠償の額を定め、和解することについて

「全会一致・原案可決」土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正へ賛成多数・継続審査

企画総務常任委員会

土岐市副市長定数条例など

七議案の審査

企画総務常任委員会に審査を付託されました案件の主な

審査内容は次のとおりです。

「平成十八年度土岐市一般会計補正予算（第三号）中、歳入の部全部、歳出の部等所管部分について」は、執行部の説明のあと「歳入のうち地方交付税の額の確定に伴う歳入補正について、当初予算より増額となった理由は」との質疑があり、「当初予算では、厳しい財政状況の中で前年度より低く見込んでいたが、額の確定が前年度並みとなり、予想より良い結果となったものである」と旨の答弁がありました。

「教育費補助金の次世代育成支援対策交付金の交付基準について」質疑があり、「補助金の上限の五十四万円を予算計上したものである」と旨の答弁があり、質疑終了後、「歳入の一般財源から後期高齢者医療広域連合負担金に充当されるので反対との討論がありました。



企画総務常任委員

「土岐市副市長定数条例について」は、地方自治法の一部改正で副市長の定数を定めるもので、その定数を一人とするもの。執行部の説明のあと「助役から副市長にする理由について」質疑があり、「市民に対して助役より副市長の方がわかりやすい名称であり、副市長に権限を付与することができると旨の答弁がありました。続いて「市長が副市長に権限の委任をすることについて市民にどのように

周知させるのか」との質疑があり、「その旨を告示して周知する」と旨の答弁がありました。

「地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、助役を副市長に、収入役を見直し、吏員を職員に改めることに伴い関係条例を整理するもの。執行部の説明のあと「名称が市職員に一本化されているが給与条例等に影響はないのか」との質疑があり、「これまでのとおり何も変わりはない」と旨の答弁がありました。続いて「土岐市助役を置かないことの条例は廃止されるが、この条例は四月一日施行であり、市長の任期中は副市長を置かないことの条例は必要ではないか」との質疑があり、「四月からは不在として対応する」と旨の答弁がありました。

「土岐市職員定数条例の一部改正について」は、一般部の職員四百五十一人を四百二十四人に、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外

の教育機関の職員を百十四人から七十五人に、消防機関の職員六十五人、水道事業の事務部局の職員二十七人をそれぞれ七十人と二十人に、合計千百十八人を千五十人の六十八人を削減するもの。執行部の説明のあと「定数を定めるに当たっての数字の根拠について」質疑があり、「現状に合わせた人員にプラス少し余裕をみて決めている」と旨の答弁がありました。続いて「定数は単に数字合わせだけで、市民のために何人必要かを把握して決めるべきではないのか」との質疑があり、「各部署等において調査をして決めている」と旨の答弁がありました。質疑終了後、「国が自治体リストラで職員を削減していく中で、地域住民の生活を守っていく市職員の定数を削減することには反対」として「職員定数は、市の施策として市の姿勢を示すものである」との賛成」との討論がありました。

「土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改

正について」は、「休憩時間の廃止等国に準ずる所要の措置を講ずるもので、執行部の説明のあと、第八条に規則で定めるもの」とあるがその内容は何か」との質疑があり、「人事院規則に準じ児童福祉法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子を出迎えに行くため赴く職員のこと」である旨の答弁がありました。続いて「職員組合との調整はできているのか」との質疑があり、「職員組合とは合意している」旨の答弁がありました。質疑終了後、「第七条を削除し、職員の労働時間が短縮されないことに反対」続いて「職員組合とも合意がなされており、働く厳しさは一般市民とともに分かち合わなければいけない。また育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務については拡大されているので賛成」との討論がありました。

三号）中歳入の部全部・歳出の部所管部分・その他所管部分へ賛成多数・原案可決
 土岐市副市長定数条例へ全会一致・原案可決
 地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例へ全会一致・原案可決
 土岐市職員定数条例の一部改正へ賛成多数・原案可決
 土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正へ賛成多数・原案可決
 土岐市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正へ全会一致・原案可決
 土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部改正へ全会一致・原案可決
 東濃西部広域行政事務組合規約の変更へ全会一致・原案可決

決算特別委員会

平成十七年度病院・水道事業会計決算の認定

平成十八年第五回定例会において、閉会中の審査を付託されました案件は、平成十七

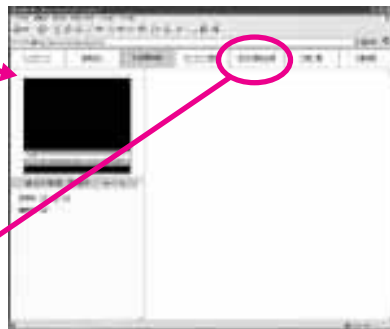
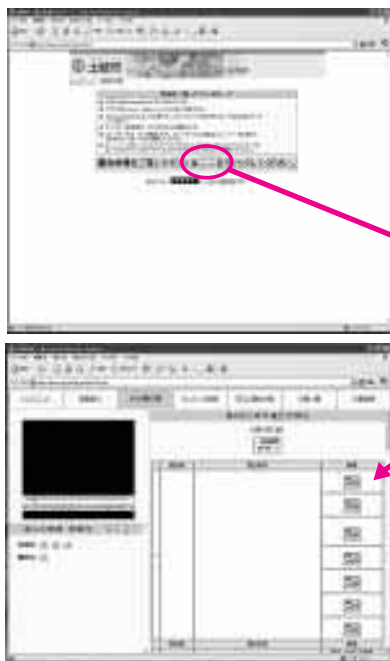
年度の病院・水道事業会計決算認定の二件です。
 「病院事業会計決算」では、入院患者、外来患者の減少の理由、未収金の対策、赤字となる自治体病院の要因、ジェネリック薬品の使用、オーダーリングシステムでの薬の単位、数量のチェックについて、質疑がなされ、慎重に審査をした結果、全会一致により、原案のとおり認定することに決しました。

「水道事業会計決算」では、第七次拡張事業の目標年次十年間延長の理由、国債購入の理由、水道料金値下げ予定の有無、配水池の地震対策について、質疑がなされ、慎重に審査をした結果、全会一致により、原案のとおり認定することに決しました。

「審査結果」 平成十七年度土岐市病院事業会計決算の認定へ全会一致・原案認定
 平成十七年度土岐水道事業会計決算の認定へ全会一致・原案認定

議会中継システムの閲覧方法

土岐市議会中継は、「土岐市役所ホームページ」から議会中継をクリックしてご覧ください。



会期中はライブ中継を見ることができます。「本日の会議」をクリックし、「Live」というボタンを押してください。

会期外はオンデマンドで映像を見ることができます。議事日程から「VOD」ボタンを押してください。